

令和4年度 第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事録（要旨）

開催日時：令和5年1月23日（月）14：00～16：00

場 所：高知県立人権啓発センター 6階ホール

出席者名：八田章光、岡上裕、中島香織、井奥和男、木下宏美、古谷純代、西村愛子、
津野桃代、吉野晴喜、笹岡貴文

議 題：次第参照

1 開会

2 議題

（1）第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議における意見への対応

事務局

資料1「令和4年度第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議における主な意見に対する県の考え方」、資料2「経済的支援制度（参考資料1、2）への委員からの意見に対する県の考え方」、参考資料1「犯罪被害給付制度（警察庁所管）について」、参考資料2「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づく主な経済的支援制度について」を説明。

委員

県補助金制度の申請に至らなかった理由に、対象経費よりも診断書や住民票等の書類取得費用のほうが高いというのは、実際あるのか。診断書や住民票を取得する経費を少し負担できないのか。

事務局

現在、診断書代は公費負担制度を利用しているので、今後はそういう問題は起こらないと思う。このケースは1回2～300円の電車を複数回利用した交通費を申請したかったもの。少額だったので申請するのに手間がかかるということで申請に至らなかった。

委員

理解できた。

委員

資料1の2番、公費負担制度でのカウンセリングの支援体制についてだが、被害者の家

族まで拡大というのは令和4年の11月からか。別の資料では令和5年度からと記載があるが、どちらか教えていただきたい。

事務局

令和4年の11月からということで間違いはない。当初5年度からの予定であったが、今年度の予算内で十分対応できたので、運用の見直しのみで被害者の家族まで対象を拡大した。

会長

カウンセリングには、医療費の公費負担制度の対象にならないカウンセリングがあるのか。

事務局

こうち被害者支援センターで実施しているカウンセリングのことであり、令和3年度までは1人につき1回だったが、令和4年度当初に2回にした。今年度センターとの協議の中で原則1人につき3回とし、ケースによっては5回まで認めるよう拡充した。

会長

センターで実施しているカウンセリングは医療保険の対象外ということか。

事務局

参考資料2の2枚目(1)医療費の部分のとおり、令和5年度からは、「医療機関における臨床心理士等によるカウンセリング費用」についても助成するよう対象範囲を拡大させた。

会長

国の公費負担制度のカウンセリングには、4回とか上限があったように思うが、5回というのは県の上限か。

事務局

国の公費負担制度にカウンセリング回数の上限はなく、県が適切だと認めて負担した経費は、内閣府の交付金の対象となっている。

委員

質問ではなく情報提供。こうち被害者支援センターが実施している支援の中の公費負担

制度の弁護士相談が令和4年度の上半期は0件、令和3年度は1件と少ないように思うかもしれないが、ほとんどの方は他の支援制度の対象となり被害者自身の負担なくセンターで弁護士相談を行っている。

追加の情報としては、令和3年度から高知弁護士会の犯罪被害者支援委員会と高知地方検察庁で協力関係を結んでいる。被害者が被害を警察に申告すると警察が捜査を行い、検察庁へ送致する。その後、検察官が被害者から話を聴き法律相談のニーズがある場合は、高知弁護士会犯罪被害者支援委員会につないでくれている。件数は、令和3年度が30件、令和4年4月1日から12月末日までが30件。弁護士に確実につないで早期の被害者支援ができています。

委員

資料2の「課題としての意見」にも記載があるが、学校関係での制度の周知はどうなっているか。例えば小学生が被害を受けた場合、先生や保護者等に相談できればそこから支援につながるのだから、教師だけでなく児童にも制度の周知ができれば一番いいと思う。

事務局

周知は幅広く実施していたが小学生や中学生まではできていない。教育委員会と連携して支援制度の周知が漏れることのないよう、きめ細かな対応をしていきたい。

委員

私も委員の意見に賛同している。実際に小学生も被害に遭っているし、SNSで知り合った大人から呼び出されて被害に遭うことも多い。被害に遭っていることを気づかせるツールや、「悪いのはあなたじゃないよ、相談してね、SOSを出してね」と声をあげることが大事であることを伝える子供向けの周知をお願いしたい。保護者に対しても被害が発覚した時に、子どもを叱らずに子どもは被害者であるということを周知してほしい。

事務局

現在、こうち被害者支援センターや性暴力被害者サポートセンターこうちの相談窓口を周知するためにトイレに貼るステッカーを作成している。対象を県内の高校生や大学生としていたが、中学生以下に対しての周知も教育委員会と検討したい。

委員

センターも周知や広報啓発はしているが、どこまで理解されているのかが不明。県の児童相談所や福祉保健所、市町村の総合的対応窓口、児童福祉部分では周知はされるだろう

が、実際の理解を進めるには、今後センターも含めて努力していく必要があると思う。

資料2の一番下の、「性犯罪被害者には手厚いが、重傷病にあたらぬ傷害の被害者などを支援する制度はないのか」というところで、傷害の被害者などを支援する制度はないのかという意見に対して、「センターの人員体制」は少し違うのではないかと。

確かに当センターは非常に人員体制が厳しい状況。しかし、重傷病にあたらぬ傷害の被害者に対して手厚い制度はまだできてない。その制度がないのかという問いに対して、センターの人員を回答とするのは答えになっていない。県の考え方から、「センターの人員体制」は削除して欲しい。

事務局

国の犯罪被害者等給付制度の「重傷病」とは、1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病となっている。令和4年度の犯罪被害者白書によると、見舞金制度がある都道府県は16都県。そのうち3県は貸付金制度のみなので、実際に見舞金制度があるのは13県。そのうち、12県は本県と同じように1か月以上かつ入院3日以上を要件としており、入院3日という条件を付けてないのは東京都だけ。センターとの協議の中でそういった話が出たので入れたが、削除することが適切であればここは削除する。

委員

高知県に見舞金制度はあるのか。

事務局

高知県は、見舞金ではなく補助金制度。

委員

ほとんどの傷害の被害者たちは、重傷病に該当せず社会復帰して、医療費は自己負担。実費で自己負担分の3割を支払っている。予算のことはあるが、一定金額以上治療費がかかった場合に一部助成ができればよいと思う。

あと、犯罪被害者の方への案内は文章か。口頭ではなく、制度を記載したものを配っているのか。口頭では、知識として残らない。

事務局

こうち被害者支援センターや警察に相談に来られた方には直接ご説明する。また、補助金制度のチラシやQ&Aも作っているのだから、文章もある。

委員

とりあえず全員にお渡ししているということか。

事務局

そのとおり。

委員

チラシやリーフレットがあるので、口頭での説明とそれらを渡している。

委員

参考資料2について質問したい。

まず、参考資料2の経済的支援制度（1）のA生活資金の補助のところだが、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の要綱と記載が相違しており、就労等に要する費用やその他知事が認める費用が削除されたのか確認したい。

次に下段の改善予定項目に、「性犯罪は、加療の有無を問わず、補助対象であるが、警察に被害届を提出していない場合も想定されるため、医師の診断書等を要件とし、性犯罪の事実の確認を行う運用としている」とあるが、これはメンタルについての場合を想定しているのか。

最後に、その下に「警察に被害届を提出していない場合、本人の申出による補助対象とする。ただし、できるだけ警察への被害届の提出を促すととともに、センターによる聞き取りで犯罪事実の確認をしっかりと行う」とあるが、犯罪事実の確認を民間のセンターに「しっかりと」と言われても、センターは捜査機関ではないので、どこまでその事実確認ができるのか限界がある。このことについても事前に説明を受けたという記憶はないので、確認したい。

事務局

参考資料2の表については、補助金要綱を抜粋し簡潔に記載したものであるので、実際の要綱には就労支援についての費用等も対象経費として記載されており削除されていない。

次に改善予定項目のところだが、矢印から上の部分は改善前で、矢印から下が改善した後という意味。改正後は医師の診断書等を要件としないようにした。

指針リーフレットに、補助金対象者を「性犯罪の被害を受けた方で加療等が必要であると医師に診断された方」というふうに記載している。誤解を招くような表現なので現在シールを貼って修正している。必ずしも加療等が必要であると医師に診断された方ではなくても、客観的に性犯罪に遭ったことが分かれば対象とするという趣旨。

「しっかりと行う」については、何回かセンターへも説明した。本県の補助制度の特長として、「警察への被害届の提出が困難な場合であっても補助対象」としているので、警察に被害届を提出していない場合は本人の申出により補助対象とする。ただし、できるだけ警察への被害届の提出を促すとともに、センターでの聞き取りで犯罪被害の事実の確認をしっかりと行う、そういう文面で良いかと10月末にも説明に行った。

委員

こういうふう言葉では聞いたのかもしれないが、「しっかりと」というのは、具体的な方法について話をしていないので、センターが判断できかねることが多々ある。センターが単独で判断できることは少ないので、県民生活課に問合せ等をしている。

それから、先ほど指針リーフレットにシールを貼って修正しているとあったが、センターが県の費用で作成しているリーフレットにも同様の記載があるので、どうするのか指示をいただきたい。

事務局

着実に対応していきたい。

委員

今回だけの話ではないが、県が会議資料を作るにあたって、手前に何度も確認をしていると思うが、こうち被害者支援センターからの指摘事項が多過ぎる。この会議の場で資料の書き方がおかしいとかといろいろ指摘されても、他の委員は分からない。資料を作成する時にもう少し意思疎通をしてから委員に配付してほしい。

事務局

承知した。気を付けて対応したい。

会長

事務局は次回からお願いしたい。

委員

加療の有無を問わないということは、良いことだと思うし、被害届を提出している場合に限定されると、支援対象が絞られてしまう。被害届を出すことができない実情を踏まえてこのような制度にしていると思うので、具体的にどのように確認をするかは、こうち被害者支援センターにお願いしたい。「なぜ届出を出すのが難しいのか」センターの専門の支

援員に安心して話すことができ初めて、その情報が伝わるものなので、センターの専門性を生かして、ここはお願いしたい。そこの確認が難しいから支援対象を被害届を提出した人に限定することにならないようにしてほしい。

事務局

補助金制度の要綱にも、「被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合は対象にするとあるので、今後もしっかりと対応していきたい。

委員

前回会議で議論した「被害者がちゃんと支援されているか」を、今回の資料で県警察から説明いただいたが、基本的に支援内容に該当する分は、概ね対応できているという理解でよろしいか。漏れているようなこともないのか。

事務局（県警察）

そのとおり。

委員

認知件数と被害者支援要員の運用状況の数値が大きくずれているのは、重傷害に限定されているがゆえか。

事務局（県警察）

そのとおり。

委員

軽傷害の場合には、経済的な助成制度はないわけなので、例えば被害に遭った方が医療費を請求するとすれば、まずは加害者に対して裁判とかする。ただ被害者は経験がないので、何らかの支援がないとそういうアクションを起こせないような気がする。そこは具体的にはどんなサポートなり案内があるのか。

事務局（県警察）

そこは警察の業務とは若干離れてくるので我々がサポートするのは難しい。例えば弁護士を紹介するといった方法しかできるすべはない。

委員

先ほど委員から説明があったが、公費負担制度の弁護士相談は資料に記載以外に30件ぐらいの支援を実施しているとのことだったが、軽傷害で相手を告訴する場合、何らかの情報を持って無料相談に来ているのか。それとも支援されずに終わっていることもあるのか。

委員

経済的に余裕がない方は、法テラスでは弁護士費用を無料にしているので、軽いけがをさせられて治療費を請求したい方などはつながっていくのかもしれないが、その全体件数がどれぐらいあって、そのうちの何人が弁護士に結び付いたり、無料の法律相談に結び付いてるかは把握が難しい。法テラスや弁護士会の協力を得れば、本県の年間相談件数は分かると思う。泣き寝入りするしかないという方は実際はいるとは思いますが人数は把握できない。

委員

分母が分からないということか。

委員

そのとおり。

委員

そういう相談の窓口を案内することは警察ですか。

事務局（県警察）

もしそういう話が被害者から出れば、考え得る相談先の紹介は行う。

委員

その後のフォローアップまでは今のところしてないということか。

警察で把握している認知件数に対しての問題はそこだけと思ってよろしいか。

事務局（県警察）

そのとおり。

委員

こうち被害者支援センターも、同様に漏れることなく支援できているという理解でよろ

しいか。警察でいうと、軽傷害をどうするかという課題があるが、支援センターでは、今の制度で運用しにくいところはないか。

委員

支援制度の補助金については、センターで見る限り、支援ができる案件はなかった。

委員

被害者が本当に困っているが支援できないといった事例や今後こういう制度にしていかなければならないとかあるか。

委員

センターは、被害者の方の抱えている問題に対して、弁護士にも相談をしながら寄り添い一緒に考えている。警察署や検察庁、裁判所へ付添い支援もしているが、県の補助金制度の対象は死亡か重傷病、性犯罪しかないので、該当する案件はなかった。

今後も支援制度について議論が進んでいけば、支援の方向はできてくるように思う。

会長

こうち被害者支援センターへ相談に来られる方の経緯や流れなどが数字上把握できるような資料作成の検討をお願いしたい。

委員

直接電話が来ることもあるが数件程度。弁護士や検察官からの紹介のケースが多い。先ほど委員からの説明にもあったように、弁護士会と検察庁との協力関係ができていることが影響している。最近は児童相談所や支援をしている団体からの紹介も増えてきている。

会長

経年変化も見てみないといけないが、県の実施している広報の効果がどの程度あるのか、こういった経緯でセンターに相談に来ているケースが多いのかなど分析した方が良い。センターの協力も必要であるが、ぜひお願いしたい。

(2)「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組状況

事務局

資料3-1 「「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組について（犯罪被害者等支援に特化した取組）」を説明。

委員

センターとしては、人材育成、後継者育成が課題となっている。

犯罪被害者に対しては、犯罪被害相談員が対応することになっており、令和5年4月にも5名認定予定。認定された方は、犯罪被害相談員の補助ができる「犯罪被害者直接支援員」になる。犯罪被害相談員がいないと実質的な実務や電話相談もできない。現在センターの体制は事務局3名の犯罪被害相談員と、犯罪被害相談員5名。それ以降養成はしているが、1,800時間近い研修と経験を積まないと犯罪被害相談員として認定できないため、なかなか人材育成ができていない。かつ事務局の体制が非常に脆弱になっている。

今、事務局は日々の被害者支援の処理をすることが精一杯。これからも引き続き、民間支援団体を支援いただきたいのと、人材を紹介していただくことがセンターにとっては一番の被害者支援に直結する。センターの体制強化のために人材の紹介や、経費を県へ相談したい。

会長

専門職的な長時間の研修が必要な職員と、それを補助する職員両方が必要。特に専門職員は長時間の研修をこなさないといけないのでなかなか難しいと思う。

委員

弁護士や警察官、臨床心理士の方は、ある一定期間で犯罪被害相談員になることができるが、センターには現在そういう方はいない。現在2年目の心理師が2、3名いるが、自分の本職もあるのでセンターの中核で被害者に付き添って支援をするのは難しい。

時間をかけて理解いただきながら協力してもらっているが、実務面で人が足りない状況が続くことが予想される。

事務局

特効薬というのはなかなかないと思うが、できるところを着実にやっていきたいと思っている。

会長

いろいろなやり方や仕組みなど考えられる余地がありそうなので、センターと事務局で相談して対応してほしい。

委員

資料 3-1 の⑥居住の安定のところだが、職員住宅の目的外使用を非公表にしている理由はなにか。

事務局

一定人数がいれば公表できるが、人数が少ないと特定される可能性があるため非公表にしている。

委員

この資料自体が公表されるからか。

事務局

そのとおり。

委員

非公表資料として我々には数値を提供いただき、公開する資料からは「一時保護」を削除し、優先入居と転居だけにしたらいいのではないか。

事務局

来年度以降ここは削除する。

委員

公表する資料からはのけていただいて、この会議の中で見せていただけるなら非公表資料に記載いただいたらよいのではないか。

事務局

会議の中だけの資料として提供する。

委員

先ほど委員からの質問にうまく答えられなかったが、実際頑張って裁判をしても、裁判の費用は被害者の持ち出しで回収できないし、判決が出て治療費などのお金が支払われないことがすごく多い。条例ができる際に、県の経済的支援制度の中に提訴費用を盛り込むことを何度か提案をしたが、実際には盛り込まれず再提訴費用が盛り込まれた。

もう一つ人材育成で、資料の 3-1 でセンターの養成講座の受講者 17 名のうち、行政職

員 11 名というのはすごく県が頑張ってくれていると思う。例年新聞広告に出しても受講者が少なく数名だったが、県の呼び掛けで行政職員が受講することはありがたい。

今後は医療機関との協定も活用して、医療従事者に養成講座を受講してもらえば、病院に犯罪被害者支援を理解している職員がおり支援につながる。

非常に報酬が安いので紹介したくても頼めない印象もある。専門的な支援をしているので十分な報酬が得られた方が人材は確保しやすい。

委員

電話相談員はボランティアではなく、報酬を支払っているのか。

委員

いわゆる有償ボランティアで、1 回につき数千円。直接的支援も犯罪被害相談員は 1 回につき 3,000 円、犯罪被害者直接支援員は 2,400 円。ハローワークに出してみたらという声もあったが、養成講座の受講を基本にしているし、どういう人なのか面接などしながらしっかり判断した上で支援員として認定したい。高知県警察には警察関係者の紹介をお願いしたい。現在のセンターの状態を認識していただきたい。

委員

年齢の制限とかはあるのか。

委員

25 歳以上。70 歳が定年だが、それは状況に応じて。

委員

70 歳手前で入れれば超過しても勤務できるということか。

委員

60 歳から学んでいただくことは十分できるが、センターとしては 40 代後半、50 代前半の方に関わっていただきたい。しかし賞与もなく、月収が 10 万そこらとなると応募者はいない状況。

委員

生活の基礎の部分なので、賃金は注目され判断の一つになると思う。そこも大変だが、そもそも人材育成は時間がかかるもの。今すぐできる方がいればそれが一番だが、地道に

取り組んでいくしかないという印象を持った。

委員

今の支援センターの事務局は、75歳、60代後半、40代半ばの3名で運営しており、今後健康問題等の諸問題が発生する可能性がある。これまでも支援員として認定されたが半年ほど経ったら辞めたいという方が多く、3、4年継続して経験を積み犯罪被害相談員になったケースは数件程度しかない。地道にやらないといけないが、地道に育成していく該当者すら現在見当たらない状況。来年度の委託契約をするに当たって、県から提案される内容は、簡素化されていない。当然センターにも責任はあるが、これだけの人材しかいない中、支援をメインで行いながら事務作業も行わないといけないので、負担が大きい。

委員

共感をした。いのちの電話やチャイルドラインといったいろいろなボランティアをされる方がだんだん減ってきており、運営が困難になっているという声をたくさん聞く。

専門的な分野の業務をしているところに依頼するのが一番妥当だと思った。

会長

支援養成講座で17名の受講者のうち11名が行政職員。主体的に参加されていたのか。

事務局

犯罪被害に遭った方の生の声を聴く機会はなかなかなく、法律的な分野など多方面に渡る内容で、すごくいい講座だった。

会長

センターの厳しい運営状況が当分続きそうということなので、人材育成などの面で県としてできる範囲内で検討をお願いしたい。

委員

相談員と支援員の処遇がそれほど良いとは言えないということだったが、それは県からの業務委託で決まるのか。それともセンターの運営上、経済的な理由でそうならざるを得ないのか。

委員

高知県からの委託事業は運営委託と推進委託の2つを受けている。ワンストップ支援セ

ンター運営業務では、支援責任者1名の給与と賞与、推進事業では私の給与の5分の3を県の費用で賄っていただいている。これは令和3年度に委託事業を開始する際に県に依頼をして、県が理解を示してくれたもの。

そのほか一般犯罪については、早期援助団体ということで、高知県警察からも人件費1.5人分程度の予算をみてもらっている。事務局職員の給与はほとんど県と県警察からの委託費で賄っており、それ以外の費用については、会費や寄附等々によって賄っている。最近では会員減少により収入源が減少しているものの、光熱費の高騰などにより支出は増え財政難。結局、県や県警察からの委託金、日本財団からの寄附金は、目的に合った用途でなければ返還しないといけない。市町村からも補助金・負担金ということでいただいているが、相談業務や管理部門で全く予算が立ってないところを優先的に使っているので、不足している状況。

委員

もう少し、安定運営できる体制が必要という感じがした。

(3) その他

事務局

資料4「令和5年度犯罪被害者等支援関係スケジュール（予定）」を説明

委員

今回、非公開資料で提供いただいたものに相当するものを継続的に提出していただき状況を把握したい。

事務局

以上をもって、令和4年度第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議を閉会。